

国民体育大会開催基準要項(改定)

【抜粋】

23 大会役員

(1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日本スポーツ協会会長
副会長	日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育・スポーツ協会会長
顧問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部長・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育・スポーツ協会副会長・顧問・参与
委員長	日本スポーツ協会国民 体育 スポーツ大会委員会委員長
副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民 体育 スポーツ大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育・スポーツ協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育・スポーツ主管課長
委員	日本スポーツ協会国 体 スポ競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

(2) (略)

(3) (略)

46 協議

(1) 本要項において協議と定める事項については、原則として国民~~体育~~スポーツ大会委員会において協議し決定するものとする。

(2) 本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民~~体育~~スポーツ大会委員会において協議し決定するものとする。

47 要項の改廃

本要項の改廃は、国民~~体育~~スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

〈附 則〉

(1) (2) (3) (略)

令和 5 年 4 月 1 日 第 61 次改定

国民体育大会開催基準要項（抜粋）

4 名 称

- (1) 大会の正式名称は次のとおりとする。
 - 1) 国民体育大会冬季大会（以下「冬季大会」という。）
 - 2) 国民体育大会（以下「本大会」という。）
 - 3) 第78回大会以降の正式名称は、「国民スポーツ大会冬季大会」「国民スポーツ大会」へ変更する。
- (2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。
 - 1) 冬季大会
第○回国民体育大会冬季大会○○競技会
 - 2) 本大会
第○回国民体育大会○○競技会
- (3) 第78回大会以降の略称、英語表記は次のとおりとする。
 - 1) 略称は、「国スポ」（こくすぽ）とする。
 - 2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。
- (4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

自転車競技における種別の変更（第78回大会以降対象）

□ 変更内容

- 自転車競技においては、若年者競技者の身体を保護する目的から、使用できる機材制限および、競技者の年齢ごとにカテゴリ区分（下記参照）を設けており、同一カテゴリ同士で競うことがIF競技規則で定められている。
- IF競技規則に則り、第78回大会以降の大会において自転車競技のカテゴリ区分を用いた種別に変更する。

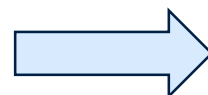
【国際自転車競技連盟カテゴリ区分】

- ユース（U17）：16歳以下
- ジュニア（U19）：17歳および18歳
- アンダー23（U23）：19~22歳
- エリート：23歳以上
- マスターズ：30歳以上の競技者でこの区分を選択したもの

国体参加種別

【現行】

- 成年男子
- 少年男子
- 女子



【改定案】

- 男子A（U23カテゴリ以上）
- 男子B（ジュニアカテゴリ）
- 女子（ジュニアカテゴリ以上）

□ 変更理由

- 国体では、成年・少年の区分を年度（4月1日起算）で運用しているが、自転車競技のカテゴリ区分は歴年（1月1日から12月31日）にて運用している。その結果、普段同一レースに参加している選手が、国体では成年・少年に分かれて参加したり、普段とは異なるカテゴリの選手と一緒に参加したりするという事例の発生を解消するため。
- 国際競技力強化策と一体化するため。
- 全世界共通で適用されているIF競技規則に則った、公平公正な競技運営を行うため。
- ユース（U17）カテゴリは、機材制限がかかるため、その他のカテゴリと同一レースで競うことは公平ではなくなる。一方で、ユースカテゴリの機材をその他のカテゴリと合わせた場合には、身体に負荷がかかることで怪我の発生が懸念されることから、双方の課題を解消するため。

第78回国民スポーツ大会（佐賀県）以降の実施内容

第78回大会からの種別及び参加人員の改定について

- ① 自転車競技においては、参加人員の総数を517名とする。
- ② 各都道府県同じ人数とする。（ブロック予選を行わない）
- ③ 1都道府県11名(監督2名、選手9名)

種別	種 目		監督	メカニシャン	選手		参加都道府県	合計(人)
男子A (男子 U23カテゴリ 以上) [19歳以上]	トラック・ロード	ケイリン	2	〈1〉	3	3	47	517
		スプリント						
		ポイント・レース						
		スクラッチ・レース						
		1kmタイムトライアル			〈1〉			
		個人ロードレース			〈2〉			
男子B (男子 ジュニアカテゴリ) [17-18歳]	トラック・ロード	ケイリン			3	3		
		スプリント						
		ポイント・レース						
		スクラッチ・レース						
		1kmタイムトライアル			〈1〉			
		個人ロードレース			〈2〉			
男子団体 (ジュニアカテゴリ 以上) [17歳以上]	トラック団体種目	4kmチーム・パーシュート			〈6〉	〈4〉		
		チームスプリント			〈5〉	〈3〉		
女子 (ジュニアカテゴリ 以上) [17歳以上]	トラック・ロード	ケイリン	〈1〉	3	3			
		スプリント						
		ポイント・レース						
		スクラッチ・レース						
		500mタイムトライアル		〈1〉				
		個人ロードレース		〈2〉				
	トラック団体種目	チームスプリント		〈2〉				

- (注1) 種別は、男子U23カテゴリ以上、男子ジュニアカテゴリ、女子ジュニアカテゴリ以上の3つで区分する。
2022年JCF競技規則6条1（競技者のカテゴリ(区分)）に準ずる。
男女ともにユース（U17:16歳）以下は参加することはできない。
JCF登録者規程第3条(競技者)に準じた選手が参加できる。(2022年競技規則P52第3条改訂する)
- (注2) 女子監督及びスタッフは男子U23カテゴリ以上・男子ジュニアカテゴリ監督2名のうち1名が兼務をする。
- (注3) 選手は、1都道府県9名以内とし、男子U23カテゴリ以上3名、男子ジュニアカテゴリ3名、女子ジュニアカテゴリ以上3名で構成する。
- (注4) ロードレース： 1都道府県各カテゴリ2名以内とし、トラック個人5種目の中の選手と兼ねることができる。
- (注5) 男子団体種目： 4kmチーム・パーシュートは、男子ジュニア以上6名で申込みをする。
男子チームスプリントは、男子ジュニア以上5名で申込みをする。
4kmチーム・パーシュートと男子チームスプリントの重複出場も認める。
- (注6) 女子団体種目： 女子チームスプリントは2名での出走とする。
- (注7) 男子1kmタイムトライアル、女子500mタイムトライアル出場の選手は、他のトラック競技個人種目1種目を兼ねることができる。
個人種目については、必ずしもトラックレースとロードレースを兼ねる必要はない。
- (注8) U23カテゴリ以上の選手は監督を兼務することができる。

特別国民体育大会（鹿児島県）自転車競技実施要項抜粋

3 種別及び参加人員

種別	種 目		監督	スタッフ	選手		参加都道府県	合計(人)
成年男子	ロードレース	個人ロードレース(※距離調整中)	1	<1>	<2>	5 (4)	47	658
	トラックレース	1 km タイムトライアル			1			
		ケイリン			1			
		スプリント			1			
		ポイントレース			1			
		スクラッチ			1			
少年男子	ロードレース	個人ロードレース(※距離調整中)	1		<2>	4 (5)		
	トラックレース	1 km タイムトライアル			1			
		ケイリン			1			
		スプリント			1			
		ポイントレース			1			
		スクラッチ			1			
男子	トラックレース	4 km チームパーシュート	<4>					
		チームスプリント	<3>					
女子	ロードレース	個人ロードレース(※距離調整中)	<1>		<1>	3		
	トラックレース	500mタイムトライアル			1			
		ケイリン			1			
		スクラッチ			1			
		チームスプリント			<2>			

(注1) 女子監督を兼任する目的で、選手登録のない種別（成年男子もしくは少年男子）へ監督のみを登録することを許可する。

(注2) 選手は、1都道府県12名以内とし、申込みは成年男子5名の場合は少年男子4名・女子3名、成年男子4名の場合は少年男子5名・女子3名までとする。

ただし、開催県は成年男子5名・少年男子5名・女子3名までとする。

(注3) ロードレース

成年男子・少年男子とも1都道府県2名以内とし、各5（4）名の参加選手の中からこれを選ぶ。女子は1都道府県1名以内とし、3名の参加選手の中からこれを選ぶ。

(注4) トラックレース

個人種目について、成年男子・少年男子・女子とも1都道府県1名1種目以内、1種目1名以内とする。

団体種目（男子）は9名の中から4 km チームパーシュートは5名まで申込み4名出走、チームスプリントは4名まで申込み3名出走とする。なお、編成は成年男子・少年男子の混成も可とするが、1名で両種目への申込みはできない。

チームスプリント（女子）は3名まで申込み2名出走とする。

(注5) 成年選手は監督を兼任することができる。

4 競技上の規程及び方法

競技規則は、公益財団法人日本自転車競技連盟競技規則及び大会特別規則による。

- (1) 4 km チームパーシュートとチームスプリントは、予選において決勝/順位決定戦に進出する4チームを選抜する。予選3、4位のタイムのチームにより3-4位決定戦を、予選1、2位の

冬季大会課題検討WG提案内容

1. 開催地決定方法

- ① 冬季大会の開催地を、分離（競技別）開催を含めたローテーション化をして決定する。
- ② ①において、特定の競技または種目の開催地を数年固定化して開催することも含める。
- ③ スキー競技の内、開催地に応じて、スペシャルジャンプ種目及びコンバインド種目に替えて別の種目を実施すること並びに開催県選択種目の導入について、全日本スキー連盟が検討する。
- ④ スケート競技において、選手団の負担軽減を図るため、同一会場での開催が可能なフィギュア競技とショートトラック競技は、極力セットで開催する。
- ⑤ アイスホッケー競技において、選手団の負担軽減を図るため、複数県での開催を避ける。
- ⑥ 開催地のローテーション化にあたっては、開催地の経費負担軽減策を併せて講じることとする。

2. 開催地負担軽減策

- ① 開催地の経費負担軽減を図るため、本大会も含め大会参加負担金を増額し、開催県へのJSPO交付金を増額する。

⇒令和4年12月9日開催の令和4年度第3回国体委員会にて参加負担金の増額を決議／2024（令和6）年開催の第78回冬季大会から適用

- ② 開始式及び表彰式は、「実施する」から開催県の実情に応じて「実施することができ
る」ものとし、実施する場合はできるだけ簡素化する。そのために、国体開催基準要項
第20項を改定する。

⇒令和4年6月7日開催の令和4年度第1回国体委員会にて決定

国民体育大会功労者表彰基準

この基準は、永年にわたり国体に参加し、その発展に貢献したものに対し、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「当協会」という。）が行う「国民体育大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

1. 表彰対象者

国民体育大会冬季大会または国民体育大会（いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く）に通算 30 回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。

都道府県選手団本部役員、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員として参加した者は除く）。

なお、同一年に開催された国民体育大会冬季大会・国民体育大会（いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く）の両方に参加した場合でも 1 回と見なす。

2. 表彰

当協会会長名による表彰状を授与する。

3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、当協会及び当協会加盟団体[都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体]が行う。

当協会加盟団体は、別紙様式 1 及び様式 2 により該当者を当協会会長へ推薦する。
様式 2 には各回の参加実績を確認することができる資料を添付しなければならない。

4. 表彰者の決定

国民体育大会委員会において審査し、決定する。

5. その他

表彰は、原則として毎年国民体育大会本大会時に行う。

6. 附則

この基準は、令和 5 年 3 月 7 日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会組合せ抽選会実施要領

公益財団法人日本スポーツ協会
国民体育大会委員会

国民体育大会における組合せ抽選の実施に際し、下記のとおり定める。

1. 実施責任者

実施競技中央競技団体抽選会は、実施中央競技団体の責任において抽選会を実施する。

2. 抽選方法

抽選方法は、当協会に事前に申請し、承認を得~~たもので~~なければならない。

3. 抽選会手続き

抽選会は、当協会国民体育大会委員会委員が次の手続きを行う。なお、同委員に代わり当協会役職員が行う場合がある。（以下、当協会国民体育大会委員会委員および当協会役職員を「国体委員等」という。）

- (1) 国体委員等が立会う趣旨について説明する。
- (2) 国体委員等がくじを引く等実際の抽選を行う。国体委員等以外の者が抽選を行うことはできない。
- (3) 抽選終了後、組合せ結果の様式（書類）に国体委員等が署名する。
- (4) 組合せ抽選においては、完全な無作為による方法を行うことを第一義とする。
但し、強豪都道府県（チームまたは個人）に対してシードを含む抽選時の配慮等を行う場合、別紙「国民体育大会の各競技会抽選に係るシード等について」の範囲内で行うものとする。
- (5) 抽選会において、その実施方法・内容に疑義が生じた場合は、国体委員等の指示により、その場で抽選会を中断させ、改善を求めることができることとする。なお、抽選方法について、意図的な不正が発覚した場合、その対応について国民体育大会委員会において審議する。

4. コンピュータによる抽選

組合せ抽選に係るプログラムをあらかじめ組み込んだコンピュータ等を用いて自動的に抽選を実施する場合には、次の手順により行うものとする。なお、参考「抽選方法のモデルケース（例示） 3.コンピュータ抽選」に記載の事項を参照すること。

- (1) コンピュータによる組合せ結果を、複数パターン抽出する。
- (2) 前記(1)において抽出した複数パターンの組合せ結果から、くじ引き等の手動の抽選によって、1パターンを抽出し、最終の組合せ結果とする。

5. 抽選結果の取扱い

~~公平性を担保するため、~~抽選結果の公開の日時および方法、抽選時の写真撮影（動画

含む) の可否および撮影物の取り扱い~~ルールについては~~、事前に当協会の承認を得~~なければならない。~~~~た上で、抽選会実施前に関係者に周知するなど、抽選結果の管理を徹底しなければならない。~~

6. 禁止事項

抽選会の公正性を担保するため、国体委員等に対し土産その他物品等を渡すことを禁止する。

7. 要領の改廃

本要領の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。

8. 附則

- (1) 平成 21 年 5 月 20 日に国民体育大会委員会にて作成(平成 28 年 8 月 25 日改定)の「組合せ抽選会実施に係る考え方」をもとに令和 5 年 3 月 7 日に制定

国民体育大会の各競技会抽選に係るシード等について

国民体育大会の各競技会抽選においては、完全な無作為による方法で行うことを第一義とするが、強豪都道府県に対する配慮（シード等）、同一地域（ブロック等）の対戦を避ける等の、外部的な操作を加えて抽選を行う場合は、下記 1 に定める条件に合致し、下記 2 の手続きを経た場合に限り実施することができる。

1. シード等の条件

(1) 抽選に係るシード等の配慮については、下記の範囲内において実施することができる。

① 競技成績を考慮して、強豪都道府県（チームまたは個人）をシードする場合は、前回国体の成績（ブロック大会除く）の他、次を対象としてシードすることができる。

-1. 成年種別

- ・ 個人競技においては、直近の日本選手権の成績
- ・ 団体競技においては、直近の都道府県対抗形式による国内競技会の成績

-2. 少年種別

- ・ 個人競技においては、直近の日本選手権及び高校総体の成績
- ・ 団体競技においては、直近の都道府県対抗形式による国内競技会の成績及び高校総体の成績

-3. その他

上記の -1、2 以外において、対象となる競技会を希望する場合には、当該競技団体は、下記「2.手続き」における当協会への申請時に、当該競技会の名称及び対象とする理由を明記の上、申請を行い、当協会がその可否を審査する。

② 同一ブロックの都道府県が初戦で対戦しないよう、地域間の対戦に配慮することができる。

(2) 抽選に係るシード等の配慮については、次のような複雑な内容は認めない。

- ・ 前年の対戦実績を考慮した組合せ（前年に 1 回戦で対戦したので、今年是对戦しないように配慮する等）を行っている抽選方法
- ・ 他大会の対戦実績を考慮した組合せ（他競技会で対戦しているため、国体で対戦しないように配慮する等）を行っている抽選方法

2. 手続き

前項に基づき、シード等の配慮を行う場合には、必ず次の手続きを経なければならない。

- (1) 中央競技団体は、シード等の配慮を行う理由と、その実施内容について、あらかじめ当協会に対し必ず申請すること。
- (2) 当協会にて、中央競技団体より申請された内容について前項の条件に基づき審査の上、シード等の配慮を行うことを認める。

なお、当協会の審査により、実施内容について疑義が生じた場合には、当該競技団体に対して是正を求める。

抽選方法のモデルケース（例示）

1. 望ましい組合せ抽選方法

＜最も望ましい方法＞外部的な操作が一切ない条件の下完全無作為による抽選方法

- ・ 強豪都道府県に対する組合せの配慮（シード等）を一切行わない。
- ・ 「同一ブロック間の対戦を避ける」等の、地域間に係る組合せの配慮を一切行わない。

＜上記以外の方法＞外部的な操作を加えるが「別紙：国民体育大会の各競技会抽選に係るシード等について」の範囲内で行う方法

2. 是正の対象となる抽選方法

- ・ 特定の都道府県（開催県を含む）に対して、妥当な理由（強豪都道府県へのシード等）がなく、優遇措置あるいは外部的な操作が図られている抽選方法。
※ 開催県出場者（チーム）に対して、「開催地」であることを理由としたシード等の配慮は認めない。
- ・ 非常に複雑、あるいは、不合理と思われる手順等により、著しく長時間を要する抽選方法。
※ シードや同地域の対戦を避ける等の外部的な操作を加える条件が多数あり、そのことに起因して、概ね 90 分以上の時間を要する場合には是正を求める
- ・ 恣意的な操作が疑われるような抽選方法（抽選経過及び結果が明示されない等、出席者全員による確認ができない場合）。
- ・ 「別紙：国民体育大会の各競技会抽選に係るシード等について」に記載の「1.シード等の条件」において、対象となる競技会が頻繁に変更される場合。

3. コンピュータ抽選

コンピュータ等の機器を利用し、自動的に組合せを行う方法は非常に効率的である。しかしながら、抽選に係るコンピュータプログラムの中身が見えづらく、外部から疑念を抱かれることもあるため、次の手順の通り運用することで、透明性を確保する。

- ・ 組合せ抽選に係るプログラムを予め組み込んだコンピュータ等を用意する。
- ・ 抽選会の場で、国体委員等のコンピュータ等の機器操作（ボタンを押下する等）により、コンピュータ等で自動的に抽選できる単位毎（1 レース、1 トーナメント、1 グループ等）において、複数の組合せパターンを抽出する。
- ・ 複数の組合せパターンから、くじ引き等の手動により、内 1 パターンを抽出し、最終の抽選結果とする。

国民体育大会組合せ抽選会実施に係る考え方

国民体育大会における組合せ抽選の実施に際しては、下記の事項を遵守の上、当該中央競技団体主導の下に執り行うこと。

記

1. 抽選方法については、本会に事前申請し、承認を得たものでなければならない。
2. 抽選会においては、本会国体委員が次の手続きを行うこととする。
 - (1) 本会国体委員が立会う趣旨について説明する。
 - (2) 本会国体委員が、くじを引く等、実際の抽選を行う。
※ 本会国体委員以外が抽選を行うことはできない。
 - (3) 抽選終了後、組合せ結果の様式（書類）に、本会国体委員が署名（サイン）する。
3. 組合せ抽選においては、完全な無作為による方法で行うことを第一義とする。
但し、強豪都道府県（チームまたは個人）に対して、シードを含む抽選時の配慮等を行う場合、別紙「国民体育大会の各競技会抽選に係るシード等について」の範囲内で行うものとする。
4. 抽選会において、その実施方法・内容に疑義が生じた場合は、本会国体委員の指示により、その場で抽選会を中断させ、改善を求めることができることとする。
なお、抽選方法について、意図的な不正が発覚した場合、その内容を勘案した上で、当該中央競技団体に対して、相応の処分を課すものとする。
5. その他
 - (1) 組合せ抽選に係るプログラムを予め組み込んだコンピュータ等を用いて自動的に抽選を実施する場合には、次の手順により行うものとする。

[参考：抽選方法のモデルケース「3.その他」に詳述]

 - ① コンピュータによる組合せ結果を、複数パターン抽出する。
 - ② 前記①において抽出した複数パターンの組合せ結果から、くじ引き等の手動の抽選によって、1 パターンを抽出し、最終の組合せ結果とする。

国民体育大会の各競技会抽選に係るシード等について

国民体育大会の各競技会抽選においては、完全な無作為による方法で行うことを第一義とするが、強豪都道府県に対する配慮（シード等）、同一地域（ブロック等）の対戦を避ける等の、外部的な操作を加えて抽選を行う場合は、下記 1 に定める条件に合致し、下記 2 の手続きを経た場合に限り実施することができる。

1. シード等の条件

(1) 抽選に係るシード等の配慮については、下記の範囲内において実施することができる。

① 競技成績を考慮して、強豪都道府県（チームまたは個人）をシードする場合は、前回国体の成績（ブロック大会除く）の他、次を対象としてシードすることができる。

-1. 成年種別

- ・ 個人競技においては、直近の日本選手権の成績
- ・ 団体競技においては、直近の都道府県対抗形式による国内競技会の成績

-2. 少年種別

- ・ 個人競技においては、直近の日本選手権及び高校総体の成績
- ・ 団体競技においては、直近の都道府県対抗形式による国内競技会の成績及び高校総体の成績

-3. その他

上記の -1、2 以外において、対象となる競技会を希望する場合には、当該競技団体は、下記「2. 手続き」における本会への申請時に、当該競技会の名称及び対象とする理由を明記の上、申請を行い、本会がその可否を審査する。

② 同一ブロックの都道府県が初戦で対戦しないよう、地域間の対戦に配慮することができる。

(2) 抽選に係るシード等の配慮については、次のような複雑な内容は認めない。

- ・ 前年の対戦実績を考慮した組合せ（前年に 1 回戦で対戦したので、今年是对戦しないように配慮する等）を行っている抽選方法
- ・ 他大会の対戦実績を考慮した組合せ（他競技会で対戦しているため、国体で対戦しないように配慮する等）を行っている抽選方法

2. 手続き

前項に基づき、シード等の配慮を行う場合には、必ず次の手続きを経なければならない。

(1) 中央競技団体は、シード等の配慮を行う理由と、その実施内容について、予め本会に対し必ず申請すること。

(2) 本会にて、中央競技団体より申請された内容について前項の条件に基づき審査の上、シード等の配慮を行うことを認める。

なお、本会の審査により、実施内容について疑義が生じた場合には、当該競技団体に対して是正を求める。

抽選方法のモデルケース（例示）

1. 望ましい組合せ抽選方法

＜最も望ましい方法＞外部的な操作が一切ない条件の下、完全無作為による抽選方法。

- ・ 強豪都道府県に対する組合せの配慮（シード等）を一切行わない。
- ・ 「同一ブロック間の対戦を避ける」等の、地域間に係る組合せの配慮を一切行わない。

＜上記以外の方法＞外部的な操作を加えるが、別紙「国民体育大会の各競技会抽選に係るシード等について」の範囲内で行う方法。

2. 是正の対象となる抽選方法

- ・ 特定の都道府県（開催県を含む）に対して、妥当な理由（強豪都道府県へのシード等）がなく、優遇措置あるいは外部的な操作が図られている抽選方法。

※ 開催県出場者（チーム）に対して、「開催地」であることを理由としたシード等の配慮は認めない

- ・ 非常に複雑、あるいは、不合理と思われる手順等により、著しく長時間を要する抽選方法。

※ シードや同地域の対戦を避ける等の外部的な操作を加える条件が多数あり、そのことに起因して、概ね 90 分以上の時間を要する場合には是正を求める

- ・ 恣意的な操作が疑われるような抽選方法（抽選経過及び結果が明示されない等、出席者全員による確認ができない場合）。
- ・ 別紙「国民体育大会の各競技会抽選に係るシード等について」に記載の「1.シード等の条件」において、対象となる競技会が頻繁に変更される場合。

3. その他

コンピュータ等の機器を利用し、自動的に組合せを行う方法は非常に効率的である。しかしながら、抽選に係るコンピュータプログラムの中身が見えづらく、外部から疑念を抱かれることもあるため、次の手順の通り運用することで、透明性を確保する。

- ・ 組合せ抽選に係るプログラムを予め組み込んだコンピュータ等を用意する。
- ・ 抽選会の場で、本会国体委員のコンピュータ等の機器操作（ボタンを押下する等）により、コンピュータ等で自動的に抽選できる単位毎（1 レース、1 トーナメント、1 グループ等）において、複数の組合せパターンを抽出する。
- ・ 複数の組合せパターンから、くじ引き等の手動により、内 1 パターンを抽出し、最終の抽選結果とする。

大会参加得点の考え方について

1. 大会参加の考え方

大会主催者が、開催都道府県の定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点で「本大会及びブロック大会に参加したもの」とみなす。

なお、「参加」とは「参加申込締切時にエントリーしていること」を指し、「競技会に出場すること」を指す「出場」とは区別する。

2. 参加得点の考え方

大会主催者は、参加申込書を受理し、参加者として確定した時点で、都道府県に対して参加得点を与える。

なお、「男女総合」の参加得点は、「男子」、「女子」及び「男女混合」種別・種目の参加状況を踏まえることとし、「女子総合」の参加得点は「女子」のみが参加する種別・種目の参加状況を踏まえ、付与する。

	男女総合得点	女子総合得点
男子種別・種目	○	—
女子種別・種目	○	○
男女混合種別・種目	○	—

3. 参加得点の処理

~~(1) 参加得点の処理は、大会主催者である次の者が行う~~下記の通り各大会・競技会主催者が協力して取りまとめる。

~~1) ブロック大会：ブロック大会開催都道府県体育協会~~

~~2) 本大会：公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）~~

(1) ブロック大会を経て本大会に出場する種別・種目

1) ブロック大会開催都道府県(体育・スポーツ協会、競技団体を含む)は、ブロック大会への都道府県の参加状況及び競技結果について所定の方法にて取りまとめの上、指定の期日（本大会参加申込締切 1 週間前）までに日本スポーツ協会及び中央競技団体へ報告する。

~~(2) ブロック大会を経て本大会に出場する種別・種目については、次のように取り進める。~~

~~1) ブロック大会開催都道府県体育協会は、ブロック大会への都道府県の参加状況について所定の様式に取りまとめの上、指定する期日（本大会参加申込締切 1 週間前）までに日本スポーツ協会へ提出する。~~

~~2) 日本スポーツ協会は、提出されたブロック大会への都道府県の参加状況を本大会開催都道府県及び中央競技団体に報告する。~~

~~2) 3)~~ 日本スポーツ協会及び中央競技団体は、ブロック大会への都道府県の参加状況を確認の上、参加得点を与える。

ただし、本大会参加申込締切時において、ブロック大会を経て本大会の出場権を獲得しながら本大会に参加しなかった場合は参加得点を与えない。（開催基準要項細則第 5 項）

(2) 都道府県大会を経て本大会に出場する種別・種目

~~(3)~~ 都道府県大会を経て本大会に出場する種別・種目については、参加資格等を確認の上、参加者として確定した上で、日本スポーツ協会及び中央競技団体がその参加状況により参加得点

を与える。

4. 競技会の棄権と参加得点等

大会主催者が参加申込締切時において参加者を確定してから、競技初戦までの間において競技会を棄権した場合、当該都道府県の参加得点等については次のとおり取り扱う。

(1) 当該競技において、当該都道府県がたとえ他の種別・種目に参加していても、次回大会における男女総合成績及び女子総合成績より当該競技参加得点を減算する。

ただし、当該競技の種別・種目において獲得した競技得点は与える。

(2) 上記に関わらず、やむを得ない理由により、当該都道府県において競技会参加に棄権が生じた場合、次の 1) 又は 2) の手続きにより、次回大会における参加得点を与える。

1) 各競技団体が定める選手交代（変更）手続き時までにおいて、棄権が生じた際の手続き

当該競技団体が定める所定の選手交代（変更）手続き時において、交代する選手がなく、選手又はチームが棄権となった場合の手続きは、次のとおりとする。

① 当該競技の監督は所属都道府県選手団の連絡責任者へ連絡の上、当該競技団体が定める所定の手続きを行う。

② 当該競技団体は、提出された棄権に伴う「選手交代（変更）届」の写しを大会終了後 2 週間以内に、大会委員長へ提出する。

③ 大会委員長は、提出された競技会の棄権理由の妥当性について、国民体育大会委員会において審議の上、決定する。

2) 競技初戦において、棄権が生じた際の手続き

当該競技団体が定める所定の選手の交代（変更）手続き等の終了後から競技初戦までの間において、選手又はチームが競技会に参加しなかった場合は次のとおりとする。

① 参加選手団は次の（ア）及び（イ）の手続きを速やかに行う。

（ア） 当該競技の監督は、所属都道府県選手団の連絡責任者へ連絡の上、所定の「競技会棄権届」にその理由を明記し、当該競技者が出場しようとする競技の初戦翌日までに当該競技会責任者へ提出する。

（イ） 当該競技の監督より連絡を受けた当該都道府県の連絡責任者は、その内容を別に定める「競技会棄権届提出一覧」に取りまとめ、「競技会棄権届」の写しとともに大会終了後 2 週間以内に大会委員長へ提出する。

② 大会委員長は、提出された競技会の棄権理由について、国民体育大会委員会において審議の上、妥当と認められた場合は、大会に参加したものとみなし、参加得点を与える。

(3) 上記（2）-1) あるいは-2) の手続きにおいて、当該都道府県の当該競技会参加者が皆無となった場合には、国民体育大会委員会において棄権理由を審議の上、妥当と認められた場合は、大会に参加したものとみなし、参加得点を与える。

(4) 当該選手団は、上記（2）、（3）の国民体育大会委員会において審議された結果に対して異議のある場合は、日本スポーツ仲裁機構に上訴することができる。

ただし、上訴に係る費用は当該選手団において負担するものとし、上訴期間は 2 週間以内とする。

5. その他

参加資格に係る違反及びアンチ・ドーピング規則に対する違反に係る参加得点の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

附則

この考え方は、平成 18 年 4 月 12 日に制定し、第 61 回本大会から適用する。

この考え方は、平成 20 年 4 月 25 日に改定し、同日から適用する。

この考え方は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。

この考え方は、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から適用する。

この考え方は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日から適用する。

この考え方は、令和 5 年 3 月 7 日に改定し、同日から適用する。

国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、国民体育大会（以下「大会」という。）におけるアンチ・ドーピングに関する基本的な事項を定めるものとする。

2. アンチ・ドーピング活動の内容

(1) ドーピング検査

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおりドーピング検査を実施する。

1) 競技会検査（ICT: In-Competition Testing）

競技会検査（ICT）は、JADAが定める「国民体育大会競技会検査実施要項（以下「競技会検査（ICT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会検査（ICT）の準備は、JADAが定める「国民体育大会競技会検査準備マニュアル（以下「競技会検査（ICT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

2) 競技会外検査（OOCT: Out-of-Competition Testing）

競技会外検査（OOCT）は、JADAが定める「国民体育大会競技会外検査実施要項（以下「競技会外検査（OOCT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会外検査（OOCT）の準備は、JADAが定める「国民体育大会競技会外検査準備マニュアル（以下「競技会外検査（OOCT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

(2) アンチ・ドーピングに関する教育

「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおり大会の本戦に参加する選手、監督、選手団本部役員、同スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という。）、選手団本部役員、同アスレティックトレーナー（以下「アスレティックトレーナー」という。）及び少年種別に参加する競技会出場時に18歳未満である選手の保護者（以下「保護者」という。）に対して、アンチ・ドーピングに関する教育（情報提供及び啓発を含む）（以下「教育」という。）を実施する。

教育は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング教育活動実施要項（以下「実施要項」という。）」に基づき、国体本戦参加前及び大会期間中に実施する。

大会期間中の教育の準備は、JSPOが定める「国民体育大会アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアル」に基づき行うものとする。

3. 実施体制

JSPO、開催地都道府県（以下「開催県」という。）実行委員会、会場地市町村実行委員会、JSPO加盟競技団体、JSPO加盟都道府県体育・スポーツ協会、開催県体育・スポーツ協会、開催県競技団体などの関係諸機関・団体は、協力して大会におけるアンチ・ドーピング活動を実施する。

4. 関係諸機関・団体の役割

関係諸機関・団体の役割はそれぞれ次の事項を中心に担うものとする。

(1) JSPO

1) 実施要項に基づき、教育を行う。

2) 大会の本戦に参加する選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し教

育を義務付ける。教育の内容は実施要項に定める。

- 3) 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に提供するためのアンチ・ドーピング教育等に関する教材等を JADA と連携し、JSPO 加盟団体へ展開する。
- 4) 関係諸機関・団体と協力し、JADA と連携のもと、教育活動実施に向けた準備を行う。
- 5) 大会期間中の教育に必要な準備を行う。
- 6) 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会に、アンチ・ドーピング活動の実施への協力について周知する。
- 7) JADA と連携し、ドクターズ・ミーティングにおいて、スポーツドクター及びアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。
- 8) JADA と連携し、大会本戦前及び開催中に広くクリーン・スポーツの価値に関する啓発を行う。

(2) JADA

1) ドーピング検査の計画・準備・実施

- ① ドーピング検査の計画を立案する。
- ② JSPO をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、ドーピング検査の実施に向けた準備を行う。
- ③ ドーピング検査の計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
 - (i) 競技会開催施設の事前視察及び競技会検査 (ICT) 実施会場の選定
 - (ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びドーピング検査についての説明
 - (iii) 競技会検査 (ICT) 実施会場における競技会検査 (ICT) 準備マニュアルに基づく事前準備及び確認
- ④ 競技会検査 (ICT) 実施要項及び競技会外検査 (OOCT) 実施要項に基づき、ドーピング検査を実施する。

2) 教育実施への連携・協力

- ① JSPO が実施する教育活動に協力する。
- ② 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に配付するための教育に関する資料・教材等を JSPO と連携して作成し、JSPO に提供する。

(3) 開催県実行委員会

1) 次の者を競技会役員又は競技役員と同等に扱うものとする。

- ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)
- ② シャペロン (ドーピング検査補助役員)
- ③ 教育活動支援・視察スタッフ

2) 会場地市町村実行委員会におけるドーピング検査の準備及び実施に協力する。

3) 会場地市町村実行委員会と JADA との連携促進に協力する。

4) 総合開会式会場における教育の準備及び実施の際には、アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアルに基づき、JSPO に協力する。

(4) 会場地市町村実行委員会

1) 競技会役員である JADA 事務局担当者の他に、次の者を競技役員又は競技役員と同等に扱うものとする。

- ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)
- ② シャペロン (ドーピング検査補助役員)
- ③ 教育活動支援・視察スタッフ

- 2) 競技会検査 (ICT) の準備及び実施の際には、競技会検査 (ICT) 準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
 - 3) 競技会外検査 (OOCT) の準備及び実施の際には、競技会外検査 (OOCT) 準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
 - 4) 各競技会場における教育の準備及び実施の際には、アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアルに基づき、JSPO に協力する。
- (5) JSPO 加盟競技団体
- 1) 大会開催内定前の競技会場選定の際には、JADA が定める「ドーピング検査室設置マニュアル（以下「検査室設置マニュアル」という。）」を参考に、ドーピング検査の実施の可能性を視野に入れた会場確認に協力する。
 - 2) ドーピング検査実施においては、準備及び調整について JADA に協力する。
 - 3) 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者への教育活動に協力する。
- (6) JSPO 加盟都道府県体育・スポーツ協会
- 1) 教育の実施
 - ① JSPO 及び JADA と連携し、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し、実施要項に基づき大会本戦参加前の1年以内に教育を実施するとともに、その受講の徹底及び指導を行う。
 - ② 選手の「国民体育大会ドーピング検査同意書」にある「国民体育大会選手カード」に記載のアンチ・ドーピング教育履歴の記載を確認した上で、国体参加申込システムから参加申込を行う。
 - ③ 監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーの「国民体育大会アンチ・ドーピング教育履歴確認カード」に記載のアンチ・ドーピング教育履歴の記載を確認した上で、国体参加申込システムから参加申込を行う。
 - ④ 競技会検査 (ICT) 実施要項に基づき、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーに対して競技会検査 (ICT) についての規則等を周知徹底する。
 - 2) 情報提供・啓発活動の実施

各都道府県薬剤師会所属のスポーツファーマシスト等と連携し、選手、監督、スポーツドクター及びアスレティックトレーナーへの薬の使用に関する情報提供及び啓発活動を実施する。
 - 3) 競技会外検査 (OOCT) 実施への協力
 - ① 競技会外検査 (OOCT) 実施要項に基づき、競技会外検査 (OOCT) 実施に協力する。
 - ② 競技会外検査 (OOCT) 実施要項に基づき、該当競技者及びサポートスタッフに対する競技会外検査 (OOCT) についての規則等の周知徹底に協力する。
- (7) 開催県体育・スポーツ協会
- 上記「(6)JSPO 加盟都道府県体育・スポーツ協会」の事項の他、開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会と連携し、開催県内における次の事項に協力する。
- 開催県薬剤師会及び開催県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、薬に関する問い合わせホットラインや大会会期中の医療機関・店舗等での質問対応等が円滑に進むように体制を整備する。
- (8) 開催県競技団体
- 1) 競技会実施に向けた準備の際には、会場地市町村実行委員会及び JSPO 加盟競技団体と協力し、検査室設置マニュアルを参考に、ドーピング検査実施を視野に入れた、競技会場内の諸室の配置に協力する。
 - 2) ドーピング検査実施対象競技となった場合には、会場地市町村実行委員会及び JADA と協力し、競技運営の一部としてドーピング検査実施が可能となるよう、競技会検査 (ICT) 準備マニュアルに基づき、

ドーピング検査実施に対し調整及び協力する。

- 3) 選手、監督、スポーツドクター及びアスレティックトレーナーへの教育活動に協力する。

5. 費用負担

費用負担は原則として次のとおりとする。

(1) ドーピング検査

1) ドーピング検査実施費用

ドーピング検査実施に係る費用は日本スポーツフェアネス推進機構が支払う。JSPO (は日本スポーツフェアネス推進機構へ分担金を支払う。

なお、費用には分析費、ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO) 及びシャペロン (ドーピング検査補助役員) 謝金、ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO) 及び JADA 職員旅費、検査キット類代、飲料代、用具送料、オペレーションルーム設置費等を含む。

2) ドーピング検査室設置費用

ドーピング検査室設置に係る費用は会場地市町村実行委員会等が負担する。

なお、費用には、ドーピング検査室内に必要な備品 (机、椅子、パーテーション、トイレ等) に係る費用を含む。

(2) 教育活動

JSPO が直接行う教育活動に係る費用は JSPO が負担する。

6. アンチ・ドーピング規則違反に関する手続き・処分等

JSPO が別に定める「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に基づき実施する。

7. ガイドラインの変更

このガイドラインは、国民体育大会委員会の決議によって変更することができる。

8. その他

このガイドラインに関連する各種の実施要項及びマニュアルを制定・改定する際は、JADA と JSPO が事前に協議するものとする。

9. 附則

このガイドラインは、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 6 月 11 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和元年 6 月 13 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和 4 年 6 月 7 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和 5 年 3 月 7 日に改定し、同日から施行する。

国民体育大会アンチ・ドーピング教育活動実施要項

1. 目的

この実施要項は、「日本アンチ・ドーピング規程（以下「規程」という。）」及び「2021Code／教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画（以下「戦略計画」という。）」に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」におけるアンチ・ドーピング教育（以下「教育」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2. 教育活動の実施

JSP0 は、規程及び「教育に関する国際基準（以下「ISE」という。）」に基づき、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）、開催地都道府県（以下「開催県」という。）、JSP0 加盟競技団体（以下「中央競技団体」という。）、会場地市町村、及び JSP0 加盟都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体育・スポーツ協会」という。）と連携し、教育を実施する。

また、都道府県体育・スポーツ協会に対し、国民体育大会（以下「国体」という。）本戦に参加する選手（エントリー変更により参加する可能性のある選手を含む／以下「選手」という。）、監督、選手団本部役員帯同スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という。）、選手団本部役員帯同アスレティックトレーナー（以下「アスレティックトレーナー」という。）及び少年種別に参加する競技会出場時に18歳未満である選手の保護者（以下「保護者」という。）が教育を受講することを徹底させ、国体の参加資格として義務付ける。

3. 教育活動の内容

(1) 国体本戦参加前

- 1) 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者が、国体本戦参加前に受けなければならない教育の内容は、次の①～③のいずれかとし、大会出場前の1年以内に受けたものを有効とする。

- ① 次の(a)～(f)の団体が主催する研修会・講習会、(g)、(h)のいずれかとし、アンチ・ドーピングに関する内容とする。

(a)JSP0 (b)JADA (c)日本オリンピック委員会(JOC) (d)中央競技団体
(e) 都道府県体育・スポーツ協会 (f)JSP0 加盟関係スポーツ団体
(g)JSP0 公認スポーツ指導者資格更新研修会 (h)その他 JSP0 が認めるもの*
*例) 都道府県競技団体主催、高体連の専門部又は都道府県高体連、都道府県中体連主催等

- ② JSP0 または JADA ホームページ掲載のアンチ・ドーピング教育動画視聴

- ③ JSP0 または JADA 作成のアンチ・ドーピング資料・教材の閲読等

2) 選手団へのアンチ・ドーピングに関する情報の周知及び指導

都道府県体育・スポーツ協会は、派遣する選手団に対し、以下の情報の周知、指導に努める。

- ① 「国民体育大会競技会検査(ICT)実施要項」「国民体育大会競技会外検査(00CT)実施要項」に基づいた、検査に関する規則及び注意点
- ② スポーツドクター及びアスレティックトレーナーに対するアンチ・ドーピングに関する最新情報
- ③ 薬の使用に関する注意点並びにスポーツファーマシストへの薬の問合せ方法（国体会期中の対応含む）
- ④ 国体会期中に実施する教育活動への積極的参加

3) 都道府県体育・スポーツ協会による教育等の実施

- ① 都道府県体育・スポーツ協会は、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し、前記1)の教育を受けさせなければならない。
- ② 都道府県体育・スポーツ協会は、派遣する選手団に対し、前記2)に関する情報を周知、~~教育指導~~する~~ために、アンチ・ドーピングに関する研修会等を実施する~~よう努める。
- ③ 都道府県体育・スポーツ協会は、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーの教育履歴を確認の上、大会参加申込を行う。

4) ドクターズ・ミーティングにおけるアンチ・ドーピング活動に関する情報提供

JSP0はJADAと連携し、JSP0が主催するドクターズ・ミーティングにおいて、アンチ・ドーピングに関する最新情報を提供する。

5) アンチ・ドーピング活動の認知度向上

JSP0は、国体を通じてアンチ・ドーピング活動の目的・意義やスポーツの価値についての啓発のため、開催県実行委員会と連携し、JADAのキャンペーンロゴと開催県が作成する大会に関するマスコット（キャラクター）とのコラボレーションデザインを作成することができる。

(2) 会期中

1) 総合開会式（本大会）

JSP0は、開催県実行委員会と連携し、総合開会式において、アンチ・ドーピングに関する教育競技大会における教育の一環としてアウトリーチプログラムを実施する。

2) 各競技会場における教育活動（冬季大会）

アウトリーチプログラムの実施の可否については、JSP0が検討し、決定する。

第77回国民体育大会 競技会棄権内容の修正

【第77回冬季大会及び本大会の棄権人数】（追加前）

	冬季大会	本大会	計
①新型コロナ関連	127	68	195
②体調不良 （新型コロナ関連以外）	3	33	36
③ケガ	16	44	60
④その他（一身上の都合 他）	16	41	57
計	162	186	348

（令和4年度第3回国民体育大会委員会資料）

【第77回冬季大会及び本大会の棄権人数】（追加後）

	冬季大会	本大会	計
①新型コロナ関連	127	68	195
②体調不良 （新型コロナ関連以外）	3	33	36
③ケガ	16	45	61
④その他（一身上の都合 他）	16	41	57
計	162	187	349

追加件数：2件

取消件数：1件